

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	須田 騎一郎
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2020年 1月 8日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	ユナイトアンドグロウ株式会社
証券コード	4486
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	須田 騎一郎
住所又は本店所在地	東京都新宿区
事務上の連絡先及び担当者名	ユナイトアンドグロウ株式会社 管理本部 岡 美恵子
電話番号	03-5577-2091

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	エス・アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都新宿区市谷砂土原町三丁目18番地
事務上の連絡先及び担当者名	ユナイトアンドグロウ株式会社 管理本部 岡 美恵子
電話番号	03-5577-2091

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	須田 愛子
住所又は本店所在地	東京都新宿区
事務上の連絡先及び担当者名	ユナイトアンドグロウ株式会社 管理本部 岡 美恵子
電話番号	03-5577-2091

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 1
訂正される報告書の報告義務発生日	2019年12月24日
訂正箇所	下記参照

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年12月10日、SMBC日興証券株式会社との間で、保有株数70,400株について株券貸借取引に関する契約を締結しております。貸借期間は、2019年12月18日から2019年12月24日までとしておりましたが、当該契約に基づき、2019年12月24日にSMBC日興証券より70,400株についてグリーンシューオプションを行使する旨の通知があり、当該オプションの行使に係る決済が完了しております。

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2019年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年12月10日、SMBC日興証券株式会社との間で、保有株数70,400株について株券貸借取引に関する契約を締結しております。貸借期間は、2019年12月18日から2019年12月24日までとしておりましたが、当該契約に基づき、2019年12月24日にSMBC日興証券より70,400株についてグリーンシューオプションを行使する旨の通知があり、当該オプションの行使に係る決済が完了しております。

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2020年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2019年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2020年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2019年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

3【提出者（大量保有者） / 3】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2019年11月15日付で、SMBC日興証券株式会社に対して、2019年12月18日から2020年6月14日までの期間中（ロックアップ期間）は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行会社の普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。